

令和6年度 第5回宮城地方最低賃金審議会議事録

日時：令和7年3月18日（火）午前10時30分

場所：仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

出席者

公益代表

小幡委員、桑原委員、高橋委員、柳井委員

労働者代表

阿部（祥大）委員、阿部（徹）委員、泉委員、大宮委員、齋藤委員

使用者代表

阿部（昌展）委員、飯野委員、稲妻委員、佐藤委員、半沢委員

開 会

補 佐 ただいまから、令和6年度第5回、宮城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の審議会は公開となっております。

はじめに、委員の方々の出席状況を報告します。

熊谷会長が欠席のため、

公益代表委員 4名

労働者代表委員 5名

使用者代表委員 5名

以上 14名出席ですので、最低賃金審議会令第5条第2項により、会議が成立しています。

次に、新任の委員を皆様に御紹介します。

資料1「宮城地方最低賃金審議会委員名簿」を御覧ください。

本年1月に第45期の委員お一人の改選がございました。

労働者を代表する委員の泉委員です。

泉 委 員 よろしく申し上げます。

補 佐 それでは、これから議事に入りますので、議事の進行につきましては、柳井会長代理にお願いいたします。

柳井会長代理 皆さんおはようございます。今日は熊谷会長が欠席ということ

で、代理ということで務めさせていただきますので、よろしくお願いします。あらためまして、本日は年度末の大変お忙しい中、御参集いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、お手元の次第のほうを御覧になっていただきたいと思います。議題（１）「最低賃金の審議状況について」事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

それでは説明いたします。資料番号の２から４を御覧ください。

まず資料２ですが、今年度の宮城県最低賃金及び３業種の特定最低賃金の審議過程を一覧にしたものでございます。

１年間の審議の振り返りということで御確認いただければと存じます。

なお、今年度は、すべての本審及び専門部会を公開とし、議事録及び審議資料は宮城労働局 HP に掲載しております。審議の詳細につきましては、そちらを御確認いただければと思います。

また、参考までに資料３として最低賃金額等の推移、資料４として最低賃金の未満率と影響率の推移を添付しておりますので、併せて御確認ください。

柳井会長代理

ただいまの事務局からの説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

各 委 員

（意見等なし。）

柳井会長代理

よろしいですね。どうもありがとうございました。それでは、議題（２）「最低賃金の周知に係る取組状況について」事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

資料５を御覧いただきたいと思います。今年度改正されました宮城県最低賃金及び３業種の特定最低賃金につきましては、その履行確保のために周知広報が重要であるとの認識のもと、労使のみならず多くの県民の耳目に触れるよう、マスメディアへの報道発表をはじめとして、様々な媒体、手法を用いて、改正額、それから発効日等の周知に取り組んでまいりました。

具体的な取り組みにつきましては、資料５に記載したとおりでございます。別添としまして報道発表資料、周知用ポスター、リーフレットなどを添付しておりますので、御確認をいただけれ

ばと思います。

なお、周知広報につきましては、今後も継続して実施してまいります。

柳井会長代理 ただいまの事務局からの説明について、何か御質問、御意見はありますでしょうか。

阿部（徹）委員
はい。

柳井会長代理 阿部（徹）委員お願いします。

阿部（徹）委員
質問という訳ではございませんけれども、（事務局で行った最低賃金の周知の取り組みの）路線バスの広告ということで、乗車口（の広告）、私バスを使って乗るんで、非常にインパクトがあって、非常に良い取り組みだというふうに思っております。

柳井会長代理 労働者側委員、使用者側委員、よろしいでしょうか。

各 委 員 （他に質問等なし。）

柳井会長代理 議題（３）「最低賃金の履行確保に係る取組状況について」事務局から説明をお願いします。

賃金指導官 資料６を御覧いただきたいと思います。
毎年労働局では、改正された最低賃金の履行確保を目的としまして、最低賃金がすべて発効済みとなったあとの１月から３月にかけて、県内５つの労働基準監督署におきまして監督指導を実施しております。

資料６は、平成２３年以降の監督指導の実施結果の推移を掲載しております。

昨年、令和６年１月から３月に実施した監督指導結果でございますが、２３０事業場を対象に調査を行いまして、１０%にあたる２３事業場において、最低賃金法違反、最低賃金額未満での支払いを確認し、是正指導をしております。

なお、直近の結果としまして、令和７年１月から２月に実施し

ました監督指導では、274 事業場を対象に調査を行い、33 事業場において違反が確認され、違反率は約 12.0%となっています。

なお、監督指導は3月末まで継続して実施をまいります。

柳井会長代理 ただいまの事務局からの説明について、何か御質問、御意見はございますでしょうか。

阿部（祥大）委員

はい。

柳井会長代理 阿部（祥大）委員お願いします。

阿部（祥大）委員

分かる範囲でかまわないんですけども。違反があった事業所について、前年度に違反があっている指導とかあると思うんですけども、でまた翌年、最低賃金が更新されて、前年度違反があって指導されても、翌年度また違反になる事業者というのは、けっこういらっしゃったりするものなのか、もし分かれば。

柳井会長代理 はい、事務局いかがでしょうか。

賃金指導官

対象とする事業場は、毎年異なっております。前年の対象事業場がまた対象となる可能性もなくはないのですが、個別に前年違反があったところが、今年どうだったかという観点での調査はしておりません。

柳井会長代理

それでよろしいですか。また、その制度設計等含めて何かありましたら御意見等出してください。ほかにございますか。

各 委 員

（他の意見等なし。）

柳井会長代理

こちら、だいたい統計的な内容ですので、よろしいでしょうかね。

各 委 員

（他の他意見等なし。）

柳井会長代理

はい、ありがとうございます。それでは、次に進めさせていただきます。

議題（４）「宮城県特定最低賃金の改正申出に係る意向表明状況について」事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

それでは資料の７と８を御覧いただきたいと思います。資料７につきましては、昨年、令和６年１２月時点の特定最低賃金の適用事業場数と適用労働者数のデータでございます。カッコ内は、前年度、令和５年１２月時点での数値となっております。

こちらの数値につきましては、令和３年経済センサス活動調査によります事業所母集団のデータベース、令和３年次のフレーム確報値を基礎としまして、こちらに令和６年度に当局で実施をしました最低賃金に関する基礎調査結果などを加味して算出した推計値でございます。

こちらの数値につきましては、改正申し出の要件の基礎となるものでありまして、来年度の「最低賃金決定要覧」に記載される数値でもあります。

続きまして、資料８でございます。来年度におけます特定最低賃金改正等に係る意向表明の状況です。

来年度におきましても、特定最低賃金の改正を申し出る意向がある旨を表明いただいたものでございます。こちらにつきましては、去る３月１３日に各労働団体から直接、書面にて意向表明をいただいているところです。いただいた書面の添付は割愛をしまして、一覧にしたものを資料としております。特定最低賃金の名称と意向表明された方のお名前のみ申し上げます。

- ・ 鉄鋼業につきましては、基幹労連宮城県本部委員長 青田 浩一 様
- ・ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業につきましては、連名で、電機連合宮城地方協議会議長 佐藤 斉 様、ＪＡＭ南東北宮城県連絡会会長 佐藤 俊晴 様
- ・ 自動車小売業につきましては、自動車総連宮城地方協議会議長 杉山 剛 様

でございます。

柳井会長代理

本日の段階ということで、特定最低賃金の改正の申出に係る意向表明がなされたとの報告となります。意向表明の背景とか趣旨等、労働者側から何か補足ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

労働者側委員 （労働者側から意見等なし。）

柳井会長代理 よろしいですか。はい、ありがとうございます。
続きまして、使用者側から何か御意見等ございますか。

半沢委員 （挙手。）

柳井会長代理 はい、お願いします。

半沢委員 特定最低賃金について、一つは意見と、もう一つは確認をさせていただきたいと思います。

まず、意見の方ですけれども、昨年 9 月 27 日に開催されました宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会でも、申し上げさせていただきましたけれども。平成 14 年 12 月 6 日付け中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告、その 2－（2）－②の産業別最低賃金、現在の特定最低賃金を定める際の適用労働者数の要件について「原則として 1,000 人程度を基準として、地域の実情に応じ決定するもの」というふうに報告でうたわれてございます。

鉄鋼業につきまして、適用労働者数は、確かに 1,000 人は超えています。1,420 名でございますけれども…。昨年の例で申し上げますと、このケースは労働協約のケースでございます。そのうち労働協約を締結している事業場が 3 事業場で、その適用労働者数、労働協約の適用労働者数が約 800 名ということでございますので、そうすると実質的に鉄鋼業最低賃金の適用労働者数は、600 名前後ということになります。したがってと言いますか、そろそろ、その鉄鋼業を特定最低賃金の対象とすることの適否について、必要性についてですね、御議論いただければというふうに思っております。

その意見が一点で。もう一つ確認ですが、石川労働局で作成された資料、これは特定最低賃金の専門部会で提示されている資料でございますけれども。この中に、「特定（産業別）最低賃金の基本的な考え方」というふうな資料がございます。これを拝見しますと、特定最低賃金の金額は、関係労使の自主性を尊重して設定されるものである、それを前提とした場合に「改正決定あるいは改正の必要性については、全会一致で必要との意見がなされた場合に決定改正されるものです。」というふうに記載がございます。これは

素直に読みますと、必要性の有無のところ、全会一致にならない場合は、これは改正されないというふうに読めるんですけども、そういった解釈でよろしいか、これが確認です。

柳井会長代理 ただいまの2点については、事務局のほうから御説明よろしく
お願いします。

労働基準部長 はい、先ほどの半沢委員からの御意見の中で、1点目の確認という
ことではございますけれども、労働協約の対象以外の労働者の
数が、600人程度になったことを受けて、「鉄鋼業の特定最低賃金
の必要性について議論すべき時期ではないか」ということにつ
きましては、適用される労働者の数が1,000名ということですので、
それは労働協約の対象となっている人、労働協約の適用がない人、
含めた数が1,000名というのが、一定の目安になっているとい
うことでございます。

また、石川労働局のほうで、特定最低賃金に関する資料として出
ている、必要性の有無についての審議の結論として全会一致が求
められるか、ということにつきましては、全会一致の場合には改正
になりますし、全会一致でなければ改定必要性ありとはならない
と、整理しております。そういう意味では、来年度おそらく必要性
の有無を御議論いただくことになると思いますが、その際は、1円
でも上げる必要性があるかどうかという観点で議論いただいて、
必要性があり、なしの結論に向けて御議論いただきたいと思っ
ております。

柳井会長代理 はい、よろしかったですか。何か追加で半沢委員ありますか。

半沢委員 その原則として1,000名、いうふうに記載がございまして、地
域の実情に応じ決定する、というふうに記載をされてございま
す。したがって、1,000名を超えているから、ということではなくて
ですね、地域の実情を踏まえて議論すべき、というふうに思っ
てございます。これは意見でございます。

柳井会長代理 御意見ということですので、そういったことも含んで今後の審
議会に生かしてもらえればと思います。よろしくお願
いします。半沢委員、どうもありがとうございました。ほかに御意見等ございま
すか。

各 委 員 （意見等なし。）

柳井会長代理 よろしいですか。

それでは、進めさせていただきます。令和7年度の特定最低賃金改正の申出に係る意向表明があったとのことですので、事務局においては、申出があった場合には、改正の必要性の審議の準備を進めてください。

次に、議題（５）「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策に係る取組状況について」事務局から説明をお願いします。

賃金指導官 資料９を御覧いただきたいと思います。

上から一番目でございます。各種支援施策の周知状況でございます。各種支援施策は、厚生労働省のみならず、中小企業庁等各省庁でも実施されているところでございますが、これらを網羅的に御紹介するリーフレット等を付けてございますが、これらを作成し、労働局 HP で御紹介をしているほか、直接事業者の皆さんと接する機会のある労働基準監督署におきまして、これらを配布、説明するなど、さまざまな機会をとらえて、活用促進のための周知を図っております。

２番目、こちらは、厚生労働省の委託事業で設置しております「働き方改革推進支援センター」の活動状況です。支援センターにつきましては、賃金の引上げ等働き方改革に取り組む中小・小規模事業主を支援する機関で、具体的には、社会保険労務士などの専門家の方々が、無料で、個別相談や出張相談会などの支援活動を行っております。

本年１月末現在における主な事業内容の実施状況は、表のとおりとなっております。

３の助成制度の活用状況についてです。労働局が所管します業務改善助成金とキャリアアップ助成金の実績について記載しています。

（１）の業務改善助成金の、令和7年２月末現在の交付申請の件数は312件であり、前年同時期268件に対し、16.4%の増加となっています。

（２）のキャリアアップ助成金の各コースの計画認定件数は、表のとおりとなっています。

このうち、賃金引上げを認定要件とする「賃金規程等改定コース」については、本年 2 月末での認定件数は 79 件となっており、前年同時期の 70 件から、12.8%の増加となっています。

また、「社会保険適用時処遇改善コース」は、労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取り組みを行った事業主に助成するもので、いわゆる「年収の壁」に対応したコースとして、令和 5 年 10 月に新設されたものとなっております。

これらの支援は重要な施策と認識しております。今後とも手法を工夫して、周知に努めてまいります。

柳井会長代理 セーフティネットに関するお話だったと思います。支援の程度などについて御意見ありましたら頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

各 委 員 （意見等なし。）

柳井会長代理 よろしいでしょうか。それでは進めさせていただきます。
議題（6）「宮城働き方改革推進等政労使協議会の協議内容について」事務局から説明をお願いします。

賃金指導官 資料はございませんので、口頭のみで説明させていただきます。
「宮城働き方改革推進等政労使協議会」は、平成 27 年 12 月に設立されまして、地方自治体や労使団体等の関係者を構成員としまして、働き方改革等の課題について話し合い、関係者が連携しながら、改革等への気運の醸成を図る目的で設立をされております。

今年度も賃金の引上げを議題としまして、本年 2 月 6 日に開催をされています。

御出席された委員の方々もいらっしゃると思いますが、改めて協議内容を簡単ですが御報告させていただきます。

協議会には、宮城県の小林副知事や仙台市の藤本副市長、労使団体の会長の皆様などに御出席いただきまして、賃金引上げのために支援施策、また、賃金引上げに向けた各お立場における取組などにつきまして、意見交換を行っております。

この中で、いずれのお立場におかれましても、持続的、構造的な賃上げは必要であり、その実現のためには、生産性の向上と労務費を含めた適正な価格転嫁により、賃上げのための原資を安定的に確

保していく必要である、との共通認識が得られたところです。

そのうえで、生産性向上については、企業による取り組みを前提としつつも、特に地方の中小・小規模事業者については、国・自治体による一層の支援が不可欠である、との御意見がございました。

また、価格転嫁対策につきましては、取引適正化に向けた価格協議の動きが止まることがないように、パートナーシップ構築宣言の実効性を確保することや、消費者と直接取引を行っている中小企業も多いことから、価格転嫁が進まないと、働き手の賃金が上がり消費が拡大していかないということを国、自治体、労働組合、経済団体がそれぞれの立場でメッセージを発信し続けて、社会全体に浸透を図っていくことが重要だとの御意見がございました。

柳井会長代理 いかがでしょうか。何か御意見ありますか。

各 委 員 （意見等なし。）

柳井会長代理 よろしいですか。どうもありがとうございました。その他、委員の皆様から何か御意見等ありますでしょうか。

各 委 員 （意見等なし。）

柳井会長代理 それでは、特にないようですので、今日は今年度最後の審議会ということでもございますので、労働局長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

局 長 小宅でございます。本日は、お集まりいただきまして、ありがとうございました。最低賃金審議会ということで、非常に近年関心が高まっておりますし、役割も非常に重いものになっているかと思えます。そういった中で御審議いただく皆さまには、いろいろと御負担と言いますか、お願いしているところで、これまでの御審議の御協力に感謝を申し上げたいと思います。

また、御議論いただいて出した結果につきましては、やはり、周知というのは重要ですので、引き続き取り組んでいきますし、また、最後に生産性向上ですとか、そのための各種施策、公取委はじめ、経産省さん、などと連携してやっておりますけれども、施策の周知にも、取り組んでいきたいと思えます。また、いろんな機会に御意見などをいただければ、取り入れていきたいと思えます。ま

た、毎年、この審議会というものがありますので、来年に向けて審議が円滑にできますよう、事務局としていろいろな資料ですとかの整理にも努めていきたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本年は、ありがとうございました。

柳井会長代理

どうもありがとうございました。

それでは、私からも御挨拶をさせていただきます。おそらく、目の先のところでは、物価高、人手不足が続いているかと思うんですが、世界経済に目を転じますと、トランプ関税、かなり深刻となって、特に日本の場合、輸出系企業が、今まである程度、国内に富を外から稼いでくる役割を果たしていたんですが、ちょっと不透明になりつつあるということで、全体的には今年度よりは、来年度かなりそういった厳しさが出てくると思います。

その一方で、我々もこの仕事を何年かさせていただいておりますので分かっていますけれども、結局一番ぶつかるところというのが、労働者の一番貧しく、生活も立てられない、ぎりぎりの最低賃金をどうするのかという議論と、あと一方では 中小企業の中でも、非常に零細なところをどういうふうに救っていくのか、このせめぎあいになってくると思うんですね。おそらくこのところをきちっと次年度も論点をきちっと図って、次年度に向かってやっていきたいと思います。

なぜ、このような話をするかと言いますと、私たちがやっているこの最低賃金という仕事というのは、ゴールっていうのは、最終的には地域の経済の活性化と地域の幸福というものを実現するという大きなゴールがあります。したがって、私たちは、その目先の闘いも大事なんですが、是非その視点を忘れないで、次年度に向かってやっていきたいと思っております。そういった意味では我々公益委員のほう、一生懸命、使命を胸に秘めながら頑張っていきたいと思っております。簡単ではございますが私からの最後の挨拶とさせていただきます。次年度からは元気になって戻って、またやりましょう。よろしくお願いします。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。

閉 会